

社会労働委員会議録第四十八号

第一類第七号 社会労働

同（山口武太郎君紹介）（第二九三七）

會議長東策（第八七二號）

長に御一任願つてございますので、

と申し上げることもないという元聖

状態になっているわけであり、ただ問題は、この法律が施行されれば水道事業というものは安泰であり得るかとか、あるいはまた進展し得るかとかという点につきましても、いろいろと検討しなければならぬ問題を残しているようであり、

まずその第一点といたしましては、事業の保護育成を、第一条の目的のうちにははつきりとうたわれておりますが、これを裏づける用意はきわめて少いということが、この法案を見て感じられるのでございます。わずかに簡易水道に対する補助規定が存するばかりでありまして、水道事業の保護育成という面におきましてははなはだその裏づけをする用意が少いように考えられます。というのは、現行条例では、規定にこそありませんでしたが、水道条例の制定以来連綿として続けられてきた一般水道に対するところの補助が打ち切られております。また現行条例にありました国有財産の無償使用の規定が今度はございせん。また水道用地に対する非課税の規定も影をひそめてしまったようであり、

うということにございます。ただいま御指摘のございました点に触れます前に、一応今回の水道事業の保護育成、そうしてどういふ点を考慮しておるかとお申しますと、まず第一に独占企業として資本の重複を避けた点でござい、一方この合理化をはかることによりまして経費の節約等をはかった次第でござい、第三には国が大幅な融資のあつせんあるいは一部国庫補助の支出を規定した点でござい、ところがたゞいまもお話がございましたように、国の補助規定については一般水道はもっぱら融資の対象として補助の対象から除外し、補助は五千人以下の簡易水道だけに限った次第でござい、これらの点につきましても、もちろん地方の実情から申しまして、一般水道についても特殊な場合には一定の国庫補助をすることが必要かと存じますが、国の財政的な事情等もござい、一応融資だけに依存をいたすこととしたわけでござい、なお官有地払い下げの規定あるいは税金その他公課の免除の規定につきましては、現在すでに公課の免除等についてはそれぞれ地方税法において規定がござい、一方官有地の払い下げ等の規定につきましても、国有財産法等に規定がござい、特に水道法において重複して規定することを避けただけでござい、この点は従来の水道条例と何ら趣旨は変わっており、

して、あるいは国有財産の問題は国有財産法で規定してあるからそれに従えばいいのだ、こういうような御答弁のように了解されるのであります。が、今の御答弁を承するにいたしましても、保護育成に對するところの積極的な意欲がほとんど感得されな、こういうように私は考えるのであり、もちろんこの水道法を御作りのなるまでのいろいろな御苦心を察いたしますと、いたし方がないというように感じましたのでありますけれども、しかしほんとうの意味の水道事業の保護育成に當つていく場合には、現行法規からむしろ一歩後退したものでないかというふうに感得せざるを得ないわけであり、

次いで、この法律の制定に際して最も大きな期待をかけておつたのは、何と云つても水源保護の規定でござい、ところがわずかに訓示規定として修飾的な姿にとどまつておるという点でござい、この点についてはやむを得ないいろいろな諸般の事情があつたと思ひますが、こういった水源保護の規定に關しまして、わずかに訓示規定として修飾的な姿にとどまつた以上は、別途水質汚濁防止法や河川の治水、利水調整法など有効に水源保護を期待し得られるような立法処置や税法その他における保護育成の規定成立に關しまして厚生省当局としては万全を期する用意が必要であるというふうな考えられますが、一体このような点について今後どのようなお考えを持つて対処していかうかと考えられておるか、一つお示し願ひたいと思ひ、

初立案の過程においては、現在各地で問題になっております水道水源の汚濁の問題を解決したいと念願いたした次第でござい、ところが實際問題となりまして、既存の法律、たとえば河川法、森林法、鉱山保安法あるいは鉱業法、土地改良法その他でそれぞれ水質汚濁の問題に觸れておりまして、これらの各省の調整をはかることがきわめて困難な事情にござい、しかも一方これら既存の法律におきまして水質汚濁に觸れてはおるものすべてが、基準もなければあるいはきわめてばく然たる規定でござい、何ら実効のあがらない規定でござい、そこでこれらの問題を総合的に解決することが必要ということになり、まず第一にこの水道法からこの問題を解決しようとしたと申しますと、まず第一に矛盾いたしますのは現在の憲法の建前では、ある施設が水を汚染した場合に、これをチェックいたしました場合には補償を要するのでござい、これに相当膨大な経費がかかつて参ります。しかもその結果は単に利益を受けるものは水道だけではなく、その水の汚染を防止した影響者すべてに利益がかかつて参ります。かような観点からいたしますと、これは総合的に検討をしなければならぬ段階だ、かように考えた次第でござい、従ひまして私どももいたしましては、きわめて緊急必要なことではござい、これら河川その他水質の汚染問題は今後政府といたしましてこれを総合的に、一元的に解決しなければならぬ、かように考えた次第でござい、なおこれまで経済安定本部等におきましても水質汚染の問題は研究を進めておりまして、現在すでに経済企画庁におきましてもこの問題を取り上げております。厚生省におきましても、また公衆衛生あるいは観光地等の立場からこの水質汚染問題を取り上げていろいろ検討を進めておりますが、何分にも関係各省がきわめて多く、また影響するところが甚大であるという点からなお解決を見ない次第でござい、今後私どももいたしましては、いろいろな問題が惹起されております実情にかんがみまして、できるだけすみやかにこれらの水質汚染問題を総合的に解決すべく、この場合当然国民生活なりあるいは環境衛生なりという観点からわれわれが中心となつてこの解決をはかりたく、その結果は総合的な、水質汚濁をどう処理するかという立法行為に觸れておる次第でござい、さような経過からいたしまして、今回まことに残念ではござい、水源保護の見地からする水質汚染問題に觸れ得なかつた次第でござい、しかしこの点は、ただいまお答えを申し上げておりますように今後各省の調整をはかつて、総合的な観点から強力にこの問題を推し進めて参りたい、かように考えておる次第でござい、

○八田委員 ただいま水源保護の問題から水質汚濁防止の切迫した問題につきましてもお尋ねして、これらの問題については共同態勢を作つて善処していきたい、こういう御答弁があつたのであります。が、これは非常に切迫した問題です。そのためには技術的な基準とか地域指定など、各省たとえば厚生省とか通産省、建設省、こういった各省の解決策を持ち寄つて可能性を協議し

て、関係方面を説得し得るだけの共同態勢を作る必要があると思ふのであります。これにつきまして今般く然とした御答弁があつたのであります。が、厚生省として水質汚濁防止という問題につきまして、たとえば、どのような共同態勢を作つてこの問題を処理していくのか。今の状態ですと、ただばく然と今後そういう問題について各省間の連絡をはかつてやつていきたいのだということがあつたのであります。が、これははっきり申すならば公共水汚濁防止委員会というものを作つてやつていかなければ、水源保護の問題は重大な、とても切迫した問題でありますので、法的にこれは処置しなければならぬ問題でもあると考へるわけでありまして、これらにつきまして厚生省としてお考えになつて、今後はこういうような要綱によつてこの問題は進めていきたいのだという具体的な策があらになるのじやないかと思ふのです。この際はっきりとこの委員会で見解の表明を願ひたいと思ひます。

○楠本委員 此の問題はきつめて重大な問題でございます。現に私どもの手元におきましても、関係各省の間で委員会を設けましていろいろ検討しておる次第でございます。今後どうするかという問題でございますが、私もいたしましては、現在水の汚染のほかに空氣の汚染という問題がきつめて重大な問題でございます。特に放射能の問題等が出て参りましてから、煤煙問題等のほかにさらに空氣汚染の問題が重大化したしております。一方水の汚染の問題が、ただいまの御指摘のある通りであります。そこで私どもといたしましては、今後は生活環境を

立体的にながめまして、空氣の汚染並びに水の汚染ということとを総合的に考へまして、この兩者の間には相互関連がございますので、この生活環境の汚染をいかにして防止するかという一元的な対策を講じまして、これによつてできれば総合的な立法措置を講じて、この問題を解決して参りたいと思へております。なお空氣汚染と水の汚染とは技術的にも切り離せない面が多ございまして、これをやはり一元的に考へていくことが必要であらう、かように考へておる次第でございます。

○楠本委員 八田さん、労働大臣がお見えになりましたから、あなたの御質問はあとに保留願ひませんか。

○八田委員 保留します。

○楠本委員 次に労働関係に関する件につきまして調査を進めます。発言の通告がありますのでこれを許します。滝井義典君。

○滝井委員 水道法の審議中に緊急に労働大臣においでいただいた、非常に多事多難の中に存じましたが、実は今月の三日に名古屋で大臣が談話を発表されました。その談話の波紋が各界に相当地大きな影響を与えておるようでございます。従つてその大臣の談話の真意をこの際お聞きしておくことが必要ではないかというものが、まだ御存じのように仲裁裁定の問題は閣会で審議中でもあるし、最終的な結論も出ておりません。従つてそういう中でのいろいろ労働間に波紋を起すような談話というのは、慎重にやられることが必要ではないかという考へもわれわれは持つておるわけですが、そういう点で特に

いろいろの御意見をお聞きしたい、こういう考へでおいでを願つたわけですが、

まず第一に大臣に私がお尋ねをいたしたいのは、名古屋のあの談話というのは労働大臣個人の考へとして述べられたものなのか、それとも政府の基本的な、今回の三公社、五現業関係の行為に対処する政府の方針として述べられたのか、この点を一つお聞きしておきたいと思ひます。

○松浦國務大臣 名古屋で三日の日に新聞記者会見が終つてから、懇意な新聞記者諸君と雑談をいたしました際に、私は情報を個人の意見として申し上げただけでありまして、政府の決定事項というものを代行した考へは毛頭ありません。各種の情報を個人の意見としてそう思うというふうな意味で申し上げたのであります。新聞紙によつては決定事項のように出ておるのがありますけれども、それは當時立ち合ひしました新聞記者も出席しており、私の意見として情報を述べたにすぎないのであります。

○滝井委員 どうも今の大臣の御答弁では、政府の方針ではない、松浦個人の意見として述べたのだということでございます。実は今から数年前に西尾個人、西尾書記長というふうな方々が、労働大臣という肩書きを持たれた結果が堂々と松浦労働大臣の言明として出るということになると、新聞は天下の公器でございますので、松浦個人

の意見としては労働大臣という冠詞が上についておるためになかなか大きな波紋を及ぼしておると思ふのです。そうしますと、大臣はあれは政府の方針ではない、全く個人の考へだということと天下に御声明していただけるのですか。あれは天下の公器に労働大臣の談話として載つたわけですから、そうすると、労働大臣も少くとも岸内閣における國務大臣ですから、内閣に対しては責任を持たなければならぬということになるわけなんです。そこらあたりもう少し明白にしないでいただけておく必要があると思ふのです。

○松浦國務大臣 公器でありますけれども、私の言つた通りに出ておるとは、私は私は持てないのですけれども、労働大臣は職中のことでありますから、それは政府の決定事項ではないけれども、私はそういうふうな感じに思ふので、私は申し上げたのであります。

○滝井委員 政府の決定事項ではないけれども、労働大臣がそういう場合に公労法の担当責任大臣であります。従つてあなたがこう考へたということでは即そのまゝ岸内閣の一つの大きな方針になる可能性もあるし、いわばオリエンテリング、指南方を発揮する要素にもなるわけですから、従つて単に親しい記者に個人的にやつたのであつて、他意はなかつたということにはならぬことになるわけですから、そこらあたり國務大臣という公職にあられる方が、何か内閣の方針と間違えられ、錯覚されるような言明をされるということについては非常に問題があると思ふのです。そういう点これはそういうこと

をやつたことは遺憾であるなら遺憾であるという点を明白にする必要があらうと思ふのです。そういう点大臣はおれの個人の考へたことで内閣の方針ではないので遺憾ではなかつたとお考へになるのか、そこらあたりをもう少し明白にしないでいただきたい。

○松浦國務大臣 今申し上げましたように記者会見が終つてから、残つた記者と話し合つておる際のことであつて、いろいろな情報を話し合つたことが出たのですが、出た以上は、天下の公器ですから責任を持てということでありまして、私は責任は持ちます。が、あの事項全体は閣議の決定事項でも何でもありません。私の個人の考へであります。

○滝井委員 個人の考へであるということが明白になりました。そうしますと個人の考へをお述べになることは——われわれも述べると言うわけに参りません。しかしそのために、国鉄の監督の責任者である運輸大臣の考へ、あるいは郵政関係の担当大臣である郵政大臣との意見の食い違いと申しますか、そういうものがその一日か二日か後の新聞には明白に出てきてゐるわけですから、運輸大臣の言明を見てもどうもあなたの考へと違ふように思ふ。平井さんの考へを見てもやはり幾分違つた感じがするのです。こうなると、何と申しますか、閣内が重要なこの公企業体である労働組の行為に対する対処の仕方が違つてきているということになるわけですから、こういう点は公労法担当大臣としては、それぞれ担当の大臣と十分打ち合せをして、慎重に、個人の意見でも、やらなければならぬと思ふのです。そういう点は運輸大臣な

り郵政大臣ともある程度意見を交換されて、そうして個人の意見として述べられたものなのかどうか。

○松浦国務大臣 私、先ほども申し上げましたように、個人の意見として申し上げるについては、公労法を尊奉することが必要であると思います。公労法に違反者があれば公労法によってこれを処理するということは必要なことでありますから、そういう意味において申し上げたのであります。あのときは、近所に運輸大臣も郵政大臣もおられませんか相談する余裕はあつたらうありません。また閣議の決定した事項でもありません。けれども責任は私は持つつもりであります。自分が個人の意見として述べたとしても、公労法を守る立場にいますのでありますから責任は持つつもりであります。

○滝井委員 正しい労働慣行を作るために政府も仲裁裁定を忠実に実施していくんだ、労働組合も違法な争議をやめよう、こういう建前を今までとってきたわけですね。今同仲裁裁定について、政府側にもこれの解釈については疑義があり、公社関係の労組にもなお疑義があつて、昨日かきょうの新聞にも出ていますように、仲裁委員会に再度質問を發して回答をもらつていたというふうな事もあるわけですね。こういう事態で仲裁裁定を政府が忠実に実施したかどうかということについて仲裁委員会の委員長の藤林さんの意見を聞いてもきかれてあまいこととしていて政府の行なつていた今回のものは完全なものではないという認識、特に第二次離定分に対する三分の一の差し引きなんというのは非常に問題があつ

るところなんです。少くとも法治国家において公労法で調停なり仲裁の制度をきめ、そして争議権を制衡しておる現段階においては、処分だけを一方的に強く打ち出して、政府が誠意をもつてそれをやるといふ態度に、少くとも客観的に公平な第三者から見た場合に欠けるところがあるという状態の場合に、政府が一方的に労働組合だけを云々するということとは、問題が出てくると思うのです。先日のこの委員会における仲裁裁定の問題に対する私の質問に対して大臣は、現在の公社というものはだらしがない。第一次ないし第二次と、世間のいうようなやみを作つたことは全く公社がだらしがない。第一次的には公社の責任だ、第二次的には政府自身の責任であるということをも明白に御説明になつた。そうしますと今の段階で労働組合についてはこれこれの処分をするんだということをお出しになつた。大臣は、個人の考えでよろしいが、公社と政府の責任は一体どういう具合にとるか、これを一つ、個人の意見を公器に發表されたのですから大臣の御所見をこの際まずお聞きしておきたいと思ひます。

○松浦国務大臣 政府はしばしば申し上げますように、仲裁裁定はどこまでも誠意をもつて尊重するといふ建前をとつて参りまして、その裁定はつきりいたしましたから、現段階では財源措置について衆参両院に提案をいたしておりますが、この内容は完全実施をしておると私は確信をいたしております。同時に与えるものは十分に与える、しかし法を誤まつた者については身をもつてその償いをしてもらいたいということが私の信念であります。

○滝井委員 今回の仲裁裁定は完全実施である、そう大臣が確信をされておる。与えるものは完全に与えるから従つて違法のことをやつた者は身をもつてそれを償え、これは大臣の個人的な御意見として名古屋でもそういう方針を御発表になつたと思うのです。ところがあなたは先日のこの社会労働委員会、とにかくそういうやみ給ふや何かというものを出すような形になつた第一次的な責任といふものは、ほやほやしておる公社自身にあるといふことを御説明になつた。しかも公社と労働組合が約束したものでない、大蔵当局等の強い圧力があつたか何か知りませんが、政府内部の関係で同鉄当局が二十三日に扱うべきものを扱わなかつたといふ事態も起つておるわけでありました。従つて不当な混乱の起つた原因は、大臣が明白に御説明になつたように、同鉄当局にも、それからそういう事態を同鉄当局に起さしめた政府当局にも責任があつたといふことで、従つて法は万人に対して平等でなくてはならぬ。労働組合であつて政府であつて公社当局であつて平等でなくてはならぬ。大臣個人が、同鉄なり電電なり郵政の処罰をやるのだという構想をお述べになつたからには、そういう事態を起さしめるに至つた公社なり政府の責任といふものは、公労法の担当大臣として、神のような公平中正な立場にある松浦労働大臣としては、一体どういふ具合に方針をおとりになるのかといふことなんです。

○松浦国務大臣 やみ給ふといふ言葉を使つてはいけませんけれども、あつたものがあつたといふことの第一次責任はやはり経営者にあると思ひます。その経営者を監督する立場にある政府は、国民の代表として国民の財産を預かつておるのですから、それに対する責任はあると思ひますが、第一次責任は公社であると思ひます。もちろん第二次責任は公社を監督する政府にあるだらうと思ひます。そこで今お聞きになつた問題、そういうやみ給ふといふことの承諾を一体政府がどこで与えたかといふことは、私はわからないうのです。あなたの問いにならうとするとところは十五日の日のことだと思ひます。十五日の日にそういうことを約束したのではないかと、こう言うのだらうと思ひますが、私どもはそれを知らないのです。どういふことが同鉄当局と労働組合との間になされたか、私はそれを聞いておりません。

○滝井委員 どうも大臣は少し私の質問を誤解をされておる。先般そういうやみ給ふを作つた第一の責任は公社にあるのだ、さうで水をすくうようなやり方をやつたらこれはかなわぬ、こういう無能な公社はけしからぬといふことをここで御説明になつて、第一次の責任は公社にあるといふことはつきり言われておる。ところがそういうものを公然とお出しになつた公社があるからこそ、労働組合は正當にももつたものだと思つておつた。それを今になつてから正當じゃないやみだと言われれば、労働組合は立腹をする、立腹をする結果がやはり争議行為の類似のやうなものになつて現われてきておる、こういうことです。従つてまずもとを正さなければならぬ。労働組合について一方的に処罰をしなければならぬといふことを個人的な見解で言われ

たからには、きょうは一つこの委員会に公式な立場で、労働組合のことは、個人的な意見はよく新聞で發表されていましてから第一次の責任のある公社と政府はどういふ責任があるか、私の言いたいのは、公労法の担当大臣として労働大臣はどういふ要請をするかといふことです。大臣は公社と政府の責任は何もありませんといつてはおかふりしていかうことは許されません。ほかおかりしても前とうしろはあいております。前とうしろは風が当る。その前とうしろの労働組合にだけ風を当てて、自分の両ほおだけ暖かいという氣持では困るのです。ですからまずはおかふりをぬいで、両ほおの状態を一つお示し願ひたい。こういうことです。顔といふものはほかおかりをとりなればほんとうのところはわからぬ。だから松浦労働大臣は正真正正のところ、公労法担当大臣として公社と政府の責任をどう要請されるのか、これを明白にしたいと思ひます。

○松浦国務大臣 その問題は誤まつておるから誤まつていないか、まださばいておりませんからわかりませんけれども、政府と、第一次の経営者の公共企業体ですか、これの権限の内容については法的に調べてから答ひたいと思ひます。

○滝井委員 調べてから答ひをされるということをごいしました。それならば、大臣の個人の言を新聞で読んだら、ラジオの話で聞くと間違ひが起りますので、まずここで、あとの質問者との関係もありませんから、大臣が三日に名古屋で個人の見解としてお述べになつたことの概要を一つ公式に御説明願ひたいと思ひます。

第一類第七号 社会労働委員会議員

昭和三十三年五月七日

てける国家公務員なり地方公務員あるいは公社の従業員から大きく争議権と

そういう反重的な行重をとったといふ  
考えは毛頭ございません。

う。それをうんとやったらもう一ぺん

ストライキをやるといふことを望々と世の中に言われること、それ自体が世を惑わし、それこそ反動ではないかと思ふのです。私も望々とそれに對しても闘つていかねばならぬ。今あなたのおっしゃるやうに政府が反動、政府が反動、何でも政府が悪いので、人民の方には全然悪いことではないという考え方はおかしいと思ふ。どっちにおいても法を誤まつたものがあつたならば、堂々と処罰していくことが法治國の任務だと思ふのです。ということをおしは言明しておきます。

○滝井委員 私もさいせん第三者の立場で御質問したのです。従つて名古屋の談話のように個人的な談話であつても、そういう場合には労働組合の行動が、大臣が個人的に見て違反であるという御認定をせられるならば、同時にそういう違反行為が起つた原因についても探求してみ、公社なりあるいは政府にも責任があるならば、労働組合もこの点が悪い。同時に政府と公社もこの点が悪いから、政府と公社はこういう責任をとる。労働組合もこういう責任をとる、こういう場合にみない出さなければいかぬ。私はそこを言つておるのです。一方的に問題を出して言うから労働組合もそうなるのですよ。だから今大臣いいことを言われました。他を顧みて一人のふりはわかるけれども、自分のふりはわからぬものなんです。だから一つ労働省もよく自分のふりを見て、そして労働組合の責任を追及する前にまず政府と公社内部の責任者を血祭に上げてから労働組合にやいばを向けておいでなさい。こういうのが親心ですよ。しかも公労法担当の大臣としての立場です。

よ、ですから人民の方にやいばを向ける前に、まずみずからの内部を反省して脚下照顧して、それから人民の側を見るというところが労働大臣の立場と思ふのです。だから労働組合のことばかり——労働省といふものは労働組合を育成強化をしていくところ、サービス省です。労働組合にもよく言つて聞かせます。だから政府の内部も十分反省をして阿々反省をすればこういうことは起らないのです。そういう点を一つ私は要望して私の質問を終わります。

○藤本委員長 下平君。○下平委員 新しい労働の慣行を打ち立てようという今までの政府の言ひ分等については、私も賛成であります。戦後組合運動が活発になつて参りましたいろいろな運動が展開されておりますけれども、まだまだほんとうに正しい意味の労働の慣行ができていないと思ふわけでありまして。そういう意味において、いろいろの問題が起るたにそれを参考にして将来正しい慣行を立てていく、こういうことについては私も大賛成であります。そこで私は、今の自由民主党の内閣の中でもきわめて進歩的だと言われる松浦さんが労働大臣になられたので、実はそれとなく正しい慣行を立てるものと期待をいたしたわけであります。が、今の質問にもありました通り、三日のあなたの名古屋における、個人的かどうか知りませんが、私は個人的だと思つておりませんけれども、この言明といふものは、正しい労働の慣行を打ち立てるためにいいことではなかつたと思ふのです。その一つの理由は、まず第一に正しい慣行を立てるためには公労法上の仲裁裁定を政府が実施する

ということが実現をされて、慣行の一つの助けになると思ふのです。その仲裁裁定の予算案、政府が出していることが完全実施だといふその案について、いまだ仲裁委員会の中においても、あるいは労働者の中においても、直接これを審議している国会においても結論が出ていない、完全実施ではない不完全だ、いや完全だといふ論争が行われている最中でありまして、それらの最中に事もあらうに労働者の一方的な首切りを何百人するといふような発案をされたことは、これは松浦さんの真意がどこにあったか存じませんが、私も、正しい慣行を打ち立てようとしてみんがが努力している最中の、特に担当大臣の発言としては私はきわめて遺憾ではなかつたかと思ふのですが、この点について大臣の御所見はいかかでありましようか。

○松浦國務大臣 先ほども事情を申しましたように、一応発表は済んで雑談の中に言つておつたことがついに出了たのですが、それは何であらうと私が話したことですから責任を持ちます。それでそれはよくなかつたと思ひます。決定のときに出る方がいいと思つたのですが、結局そういうことになつてしまつたものですから責任は私は持ちますけれども、私個人でその場に考へたことであつて、何も用意して言つたことではないのです。その軽率であつたことについては責任を持ちます。○下平委員 大臣からこの三日の発表は軽率であつた、遺憾であつたといふ御所見の発表がありましたので、私はこれ以上意見を申し上げませんけれども、何といたしましてもこれだけ新聞に出まして非常にいろいろな方面に影

響を与えているわけでありまして。そこでもう少し大臣の所見を伺つておきたいと思ふのですが、国鉄あるいは公社関係の争議といふものがなぜ一体このやうに深刻になつてきているか、問題は、大臣は今回の仲裁裁定については政府は政府の判断で完全実施という判断に基いて予算を提出してあるからこれでよろしいのだ、こういう見解をとつておられますけれども、百歩譲つて今度出された裁定実施の予算案が完全だといひましたとしても、それだけで実は正しい労働の慣行はでき上つていかな。なぜかといひますと、この公共企業体関係の毎回の争議の中には、一番大きなものは不信行為が残つていまして、今回は百歩譲つて実施していただいたけれども、従来はなかなか実施されてこなかつたという過去の不信行為といふものが非常に根深く残つていまして、この過去における不信行為を何らかの形でこれから払拭をしていかなければ、単に今回一回だけの実施で、これですべての慣行ができ上つた、こういうわけには参らないと思ふのです。そういう点についての大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○松浦國務大臣 たしか二十二回仲裁が行われて完全実施したのは九回だと思ひます。そのうちに半分とか三分の一とかいふやうな目安で行われた場合もあるやうであります。私は、そのときそのときの財政上の問題であるとか予算及び資金上の問題で、仲裁があつたけれども国家の現状としてはいけなかつたといふやうなことがあることも、これは国の財政経済を切り盛りする人と仲裁裁定をする人とが違つて

おりますから、そういう場合が起り得ると思ふのです。今度は幸ひにしてあれだけの大きな財源を見出すことができたのであります。これが適に増収も何にもない、借入金をしなければ国の財政がやつていけないといふやうな場合には、やはり裁定されてもそのまゝのめいようなことが起り得るかもしれないと思ふのです。従来はできることを政府がやらなかつたんだということをおしは言ふことはできないと思ふのです。従来は二十二回のうちの九回が大体実施されておると思ひます。それで残りの完全実施できなかったのはやはりそれぞれの財政上の問題、資金上の問題があつて、裁定はされたけれどもこれを執行することができなかった、意はあつても財政上できなかったといふことは私はあつたのだらうと思ふのですが、今回は自然増収もあつたといふにありますが、また国鉄、電電、それ

ぞれの企業体の中においても弾力性がある状況でありますから補正予算の御協賛を得た、こういうことであらうと思ひます。今まで悪かつたと言へていっても、そのときの状況はそういう状況が災ひしてやりたくてもできなかったのじゃないか、私はこういうふうに思ふのです。○下平委員 裁定が九回実施されたと言つていますが、それには時期の問題、いろいろの問題で完全実施されたといふふうに私も私どもは理解しております。そのことは別といたしまして大臣に一言お尋ねしておきたいことは、労働組合と使用者の立場といふものは第三者がいたらずにこれを拘束したりあるいは第三者がいたらずにこれらの結論について異議を言うといふやうな

形でなくて、労使の間というのは労使の間におけるいろいろの申し合せなり労使の間の慣行なりそういうものが十分に尊重されていく、ここに一番大きな慣行の重点があると思うのです。今回もそうでありますが、従来特に裁定実施の過程におきましても労使の間における慣行、労使の間における協約、協定、こういうものを政府は高い一方的な立場に立つて、どうにでもおれの方でできるんだ、こういう考え方が支配的に出ておると思うのです。そういうところから今後の労使の慣行を打ち立てるための大きな問題点があると思います。たとえてみますと、先ほど滝井さんが処分の問題で言いましたけれども、今回の裁定の問題について五百二十門の三分の一を引くか引かないかという問題、これなんかにも端的に政府の考え方が現われておると思うのです。これはやみ給与ということをおなは言いましたけれども、やみという表現はこれはまずいということではこの前の委員会でも言明されておりました、やみという表現はやめてもらいたいと思います。五百二十門を今回の裁定の予算に盛るに於いての政府の処置に明らかにしておる。五百二十門その他の政府が関知しないというところの給与の実態も、これをせんじ詰めていけば、公労法なりあるいは日鉄法なりそれそれの法律に基いて、運輸大臣の承認なり大蔵大臣の協議なりもろもろの所定の法的な手続がとられて承認されておる給与であります。言いかえれば、労使間において定められた協定というものが政府の承認によって実施をされておるお金なんです。これを今回そういうものは認めないとい

うような態度には、端的に今言った労使間の話し合いの上に何か特権的な存在で政府があるんだというふうな考えが依然として残つておるような気がする。こういう考え方を払拭してほんとうに労使の間の協定、協約というものを尊重していくという考え方がなければ、依然として、裁定が実施をされても、今後問題が残りますが、労使の間の協約、協定なり、あるいは慣行なりというものを十分尊重していくという考え方を明確にここで答えをい

を聞かぬから労働組合の処分をやるのだ、こういうことを言いましたけれども、労働組合としては、松浦労働大臣あるいは岸内閣を相手にいろいろの仕事をしているわけじゃないわけであり、また、国鉄労働組合なり公労協の労働組合の諸君の直接の相手というものは、公社であります。もし公社と労働組合の間において交渉されたり締結されたり、そういったことがいけないうことになるとするならば、まず第一に労働者を処分するという形をと

なつておるから、だれかやつぱり責任者が出なければいけません。労働関係の協約があるじゃないか、その協約違反があるじゃないかという問題は、先ほど御指摘がありましたから、十分調査いたしまして、どの点が法律違反になつておるか、どの点がどうかという

社がどこに欠陥があるかという問題を明確にして、その後組合の処分なり労働者の処分という方向へいくという方が正しいと思うのですが、その点はどうですか。

松浦国務大臣 私、労使の国交は、それぞれの法律で許された権限なのでありますから、その権限範囲において決定せられた問題は、これはやはり尊重すべきだと思います。それでなければ、労使のよき慣行はできないと思います。けれども、それについて大蔵大臣なりあるいはその他の関係に承認を得なければならぬというような場合があるものは、やはり承認を得べきであると思います。しかし、そういう手続をとって決定しておるものは、債権が確定したのであるから、確定した債権を政治的に動かすということとはよくないと思います。

〇下平委員 それから、多少前の質問と重複するかもしれませんが、あるいは公労法を守るという立場から、公労法に基いて今回の問題のもろもろの処置をしていく、こういう立場に立ちますと、当然に、先ほど申しましたように、公社あるいは政府の責任という点も十分出てくるわけであり、先ほど労働大臣は、労働組合が間違つたことをやつたとか、労働組合がいうこと

責任のある公社の立場というものをまづ責めて、その後労働組合に当つていくという形の方が、正しい行き方だと思ふのです。大臣は、今回の問題については、公社にも十分責任がある、経営の第一線にある公社の責任は当然だ、こうおっしゃつておられます。労働組合はその公社と交渉している。あ

〇下平委員 私の考え方を言えば、そういう問題がまず先にやらるべき問題だと思ふのです。順序を誤まつていふと思ふのです。さつき大臣は、公労協が、処分が出ればまた反対闘争をやるといふことが非常にいけないと、こう言いましたけれども、大臣の言っている内容を見ても、この処分そのものは、大体大臣が決定するものじゃないかと思ふのです。公労法上国鉄組織なり、あるいは政府といたしまして、担当の運輸大臣、こういうものもろもろの手続を経て、そうして処分なりというものが決定されるのですが、それらの人との連絡もなく、それらのことと全然関係なしに、大臣がこういつた放言をするというところにも問題があると思ふのです。問題の解決の糸口

〇松浦国務大臣 一番世の中で問題になつたのは、二十三日のストライキであります。その原因を究明すると、何か約束しておつた業績手当というものを、あるところではもう給料袋まで入れておつたけれども、それを引っぱり出して入れないのだ——結果から見れば三時間くらい出すのがおくれたのだ、皆さんのおっしゃるのはいかうことなんでしょう。だからおれの方は間違つたのだ、政府の方が動機を作つたからというが、しかしかりに一つの犯罪を犯す場合に、なるとかあるいは殺すとかいう場合に、こういう原因があつたから殺したということでは、情状酌量にはなるけれども、その罪はなくなるかと私は思うのです。だから犯した方もまずやつたらい

第一類第七号 社会労働委員会議録第四十八号 昭和三十三年五月七日

いじゃないですか。そこでその次は、おっしゃるようなことがあつたならば、どこまで権限があるかわかりませんが、どこまで権限があるかわかりませんが、罪があるならば、その責任の地位に立つておる人の責任をとらすべきだと私は思うのであります。今そつちを先にやれとおっしゃるけれども、これは二十三日の例をとるならば、政府が支払わなかつた、だからやつたんだ、だから政府が悪いんだと言われるけれども、よつて起きた影響は国民全体が受けているのです。だから私はやはり、情状酌量にはなるが、罪は消えないと思ひます。でありますから、その

〇松浦国務大臣 公労法に照らしてみれば、いろいろなお説はありますけれども、先ほど申しましたように、あれだけの大きなストライキになつたのです。汽車がとまつちやつたのです。それでありますから、公労法はそういうことをしてはいかぬということに

社がどこに欠陥があるかという問題を明確にして、その後組合の処分なり労働者の処分という方向へいくという方が正しいと思うのですが、その点はどうですか。

社がどこに欠陥があるかという問題を明確にして、その後組合の処分なり労働者の処分という方向へいくという方が正しいと思うのですが、その点はどうですか。

順序を追ってやっていくべきだところ  
思っております。

○下平委員 筋道としてはその通りでありますが、それだけでは問題は解決しないと思ひます。私は二十三日の質問はしようと思ひませんでした。が、大臣がそういうことをおっしゃったので、二十三日の質問をしようと思ひますが、私も現場に行つておりまして、給料を支払うといつて、庶務係が給料袋を持ってきた。その給料袋の中には業績手当も給料もみな入つておる。それが命令がきて払えないから、こういうことである。そのときの労働者の実態はどうかといふと、私はいなかの駅におりましたが、大体平均給与が一萬二、三千円であります。いい給料の人が一萬七、八千円、こういう人の生活の実態はどうかといふと、給料日一週間前には現金というものは一銭もないのです。そうしてその間の生活費はどうやってゐるかといへば、かけ、借金ですね。二十三日には給料が入るからそれで払うといふことでやつてゐる。給料はもらへると思つたところが、給料もくれないといふことです。それは手違いがあつたのでありましようが、そこで必然的に、あの二十三日の争議行為といひますか、ああいう混乱といふものは、中央閣内委員会が発令をすとかしないとか、そういうことでなくて、自然発生的に出てきてしまつたのです。だからそういう自然発生的に出てきた現象を処分する、そうしてそのよつてきた原因はあとで究明してやるという筋道も、筋は筋でありましようけれども、ほんとに問題解決するには——労働組合の中央本部と国鉄当局の間では

支払うという約束が取りかわされてゐる。しかもその協約が当局の手配によつて、給料も業績手当もみな入つてゐるものを、さあ手渡すといふときになつたら、ちよつと待つた、政府の方でそれはいかぬといふから支払わぬといふことになつたわけでしょう。その支払ひを受けて、あつちの借金もこつちの借金も返さうという労働者の立場になれば、自然発生的に出てくるのは当然だと思ふ。だからそういう画一的な、出たものを処分して、あとでやればいいじゃないかといふ、そういう問題の解決の方法だけでは、依然として問題点が残つてしまふ。こう考へるわけでありましようが、まあ大臣も公社の方責任があるといふお話でありますから、その点はその程度にいたしまして、公社の責任といふものは一体どこに一番あるかといへば、これは公労法でもありましよう、日鉄法の問題もありましよう、いろいろな問題がありましようけれども、実は国鉄の公労法上の経営者といふものは禁治産者であります。それは経営のある程度の実権は握つておりましよう。事労働問題、特に給与、金銭、経理に關係することに於て参りますと、完全な禁治産者であります。政府ないしは運輸大臣あるいは大蔵大臣の承認なりあるいは協議なりといふものがなければ一切何もできないといふ形に追ひ込まれておるわけですから、特に労使という立場に立つならば、国鉄の経営者といふものは無能力者だと私は思ふ。こういうふうな極言できる立場にあると思ふのです。今回の予算案の變更で基準外給与と基準内給与との流用を禁じたというふうな点からなほ一そうこれは禁

治産者になつてきてゐると思ふのです。そこで公社の責任といふものをだんだんせじ詰めていくといふことになりましよう、勢ひこれは政府の意図、政府の責任といふ点がどうしてもここに明確にされなければならぬ、こういうふうになつてくると思ふのですが、その間のいきさつといひますか、立場上の点は大臣は御了解願へるでしょうか。

○松浦國務大臣 いろいろ御指摘がありました。先ほども滝井さんからも御指摘がありましたし、それは十分調査いたしました。どの法律にどう彼らが違反してゐるか、また権限をどこまで逸脱してやつたかといふようなことを十分調査いたしました。処罰するに値があるものであるならばこれはやはり公平に——先ほどもお話がありましたように法は万民に公平でなければならぬ。それから、その方の手続もとつていろいろな善処したいと思つております。

○下平委員 これは新聞に出てゐることでお伺ひしておきたいのですが、四月の毎日新聞に処分問題がでかかに出ておりますが、処分の対象は三月十一、十二両日の第三波実力行使を取り上げる、こういうふうになつておりますが、この点は大臣の真意でありますか。

○松浦國務大臣 それはやはり公共企業体の経営者の考へるところであらうと思ひますが、やはり全般の争議行為といふものを通じて公平に考へられるものであらうと思つております。

○下平委員 そうするとこの新聞の大旨の言つてゐることは間違ひであるといふことなのです。三月十一日、十

二日の第三波の実力行使を取り上げる、三月二十三日の抜き打ちストは一応対象としない、こういう言明をされておりますが、これは間違ひといふわけですか。

○松浦國務大臣 やはり争議全体を通じて公平に法律のものをさしに当ててみるべきである、かように思つております。

○下平委員 最後に一点お伺ひをしたわけでありましようが、先ほどから申し上げております通り、大臣の答弁にもありました。労働者の間のいろいろな問題、これは何も処分に限つたことではなくて一切の問題ですね。これは労働間に於けるところのいろいろの慣行なり協定なり申し合せなり、こういうものを十分尊重していくといふ大臣の御答弁がありましたけれども、この処分の問題についても、私は、この処分問題をまず取りきめる、まずこれが行われるところは公社だと思ふのです。そこで、大臣の発表を見ると公社とかいふものを飛び越えてこういう新開発表をされてゐるのですが、これはあくまでも個人的発表であつて遺憾であつた、こういうことであります。この処分云々については、公社なり、まあ言へば国鉄總裁といふものの意見、こういうものところできまつてきたい。いろいろの案といふものを十分尊重していく、そしてみだりに政府あるいは労働大臣といふような立場からの干渉はしない、今までの御答弁の中からこういうふうに理解できるのですが、さう理解してよろしいですか。

○松浦國務大臣 公労法を尊重してきたいと思つております。

○下平委員 公労法を尊重する、尊重という形から尊重になつたのですが、尊重とどういふふうな違ひか私はわかりませんけれども、これは大臣、ほんとうに慣行を打ち立てるためには私どもも真剣なんです、実際、先日石田官房長官と私も行き合せたときも、基本的にその慣行を打ち立てるための考へ方の違ひはないのです。それは私ども労働組合の諸君からつるし上げを食ふこともたびたびあるのです。しかし何ともしやない慣行を立てていきたいといふ点では、立場は違つても私どもも努力してゐるつもりなんです。そこで、こういう席上では、答弁をうまく逃げるとかごまかしてやるとかという態度でなくて、ある程度腹を割つて、正しい慣行を打ち立てるためには協力していくという態度をぜひ私は大臣にも出してもらいたいと思ふのです。ですから、単に公労法を尊重するといふような形だけでなくて、その尊奉の具体的な形は何か。それは明確に何人であるとかどうかといふところまでは言えなくても、少くともこの処分の問題等々については尊重するといふ建前は、やはり直接責任者である總裁——總裁は、私たちの責任、政府の責任で任命して責任を持つてお預けした人ですから、第三者とか外国人なら別であります。政府が、われわれが責任を持つておまかせしてある人でありましよう、それらの人の責任、それらの人の態度について、それらの人もちろん法律を尊重するといふ態度にどうも異存がないと思ひますので、それらの人がきめてきたいろいろの事柄についてはほんとに文字通り尊重する、こういうふうな一つ理解をし、大

松浦努相言明としてあります。この事

毎日新聞です。それから朝日も「同月

○横山委員　私はここであなたにきめ

といつては市会議員の人に失礼だけれ

おいても、政府すべてが言ったこと



るのです。そうでなければわれわれ政治家としての役割は勤まりませんよ。

それと同じように、今回の問題でも、あなたが、汽車をとめたことについて、とにかく汽車をとめた人間を首を切ろうという観点にも立っておるとするならば、これはちよっとお考えを直さなければいかぬと私は思う。政治家として一番大事なことは、目の前に起きた問題よりも、なぜそれが目の前へ現れたかということの方がより私は重大な問題だと思ふ。そんなことは事務官僚にやらせておけばいい、われわれが国会で議論する価値はありませんよ。従つて今あなたが話した内容の目の前に現れたことだけでなくして、また現れた原因というものが公社と政府の間における協議が行われたか、行われなかったか、行われて適法にしかもちかんとおつたこととすれば、今度の予算案がそのような形にはならないでしよう。そこが問題じゃありませんか。それを今あなたはあらためて調査する——私が追及したら、いや責任はないと思ふとおっしゃる。それじゃさっきの議論が巻き起るじゃありませんか。公社をどうする、政府内部の責任をどうするんですか。そこをあなたは確信と自信をもつてもっとはっきり言つてもらわなければ困る。さっきあなたが答弁した印象は、あなたは勇断をもつて政府内部も公社もよつて起つた原因を修正するのだ、こういうふうにみんなおつておる。前に話したですね。国鉄もやろう、ほかの公社もやろう、そう言つたじゃありませんか。それを私が追及したら、いや責任はありません、ないけれども、そんなにおつしやるならやりました、これ

じゃいけませんよ。

○松浦国務大臣 あなたのおつしやるように原因を直すことが政治の要諦であることは私はよくわかつております。だからといって現在起つたものを無視するというのもできないと思ひます。でありますから、私は断絶的な問題と恒久的な問題と並行していくべきである、同時に今度の三公社五現業のあり方についても、やはり視野を問はず虚心たんに検討すべきであると思ふのです。今のような権限を与えられないで、そうしてやみ給与だ、やみ給与だというふうな場合もあるし、また経営の内容についても、あれだけの財産を保管し、これを運営して、しかも国家の公器としてやつておることの内容については、審議会でも作つて相当検討して、その検討の結果、労使とともによい慣行のできるような方向に基本的にいづくべきだと思ふ。今度の大きな大きな犠牲を民族は受けたので、すから、この大きな民族の犠牲は、災いを転じて福となすような動機にすべきであるということについては私は同感です。基礎を直さないで、もとを直さないでどうして枝葉が茂るかという問題、それは同感です。しかしながら悪い面が枝の一角にある場合に、やはりそのまゝにしておいたら、その病気が枝全体、木全体に及ぶから、少部

す。しかしその一角に誤まつたことがあるならばそれは直さなければならぬと私は思つております。それからもう一点、先ほど経営者の方に失態はないということですが、私も、いろいろお話があったからそう申し上げたのでありますが、これは私どもは法律において処分し、犯罪者として取り扱われることにはないと思ふ。しかしながら違法については、かりに責任をとつて辞職させるとかなんとかいう程度のものであるかといふことについては、十分調査するといふことを言つておるのであつて、私は食言でも何でもありません。言葉は短かく言つたのでそういう誤解があると思ふのです。公共企業体の指導者として誤つたようなことがあるとするならば、これはやめてもらふなり、あるいはもっと犯罪をしようともらわなければならぬこともあると思ひますが、そういうことはないじゃないか、こういうことを言つたのであつて、大きな犯罪的なものはないじゃないか、こういう意味なんです。

きときに扱わなくて、そして労働者が怒つてやつたことについてそれはいかぬ、このどちらを高く評価すべきかという事です。私も政治家が語る面は、目の前に起つたことよりも、その起る原因を深く追及しなければ、私どもは将来に對して戒めにするわけにはいかぬと思ふ。そのところが、あなたは語感としては根本問題だと思ふし、やりながら、さきさあ手始めとなる、目の前のことに走りなされるのは、これはあなた、本心と手と少し離れてやせぬかと思ひます。

○松浦国務大臣 そういふ考えを持つておりますが、今まであつたからいいじゃないかと言われるのもおかしいと思ひます。今度起つた事態と前の審議され答申されておるものとの内容は——これは非常に明瞭で起ることを予想して作られたかもしれせんけれども、かりにそうであつても、今度起つた事態その他を相当な材料として内閣においてやりやるべきであると確信しております。

○松浦国務大臣 重ねてお伺いしますが、松浦労働大臣は公共企業体審議会を作

○松浦国務大臣 何をもつて小さい犯罪、何をもつて大きな犯罪かということについては私は大いに議論があると思ふ。あなたが私の説に同調してらつて、目の前に起つたものよりも、より根源をつくべきであるというふうな同調されるならば、もしも国鉄公社と政府部内の格差に関する相談が円滑に行われ

○松浦国務大臣 従来そういう資料がござりますが、その上に、今度起つた内容をも十分材料として取り入れて、総合的にやはり検討してよりよ

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

○松浦国務大臣 大抵政府内部で相談してそうしたいと思つております。

いました。この二つにどうもやはり矛盾があるのです。あなたは、いろいろ突き詰めてお話を聞く場合には、私が首切のじやない、公社が首切ののだとおっしゃる。ところが旅先で語ることは、あたかも労働大臣が全力をふるってこの処分にあるという印象を国民の中へばらまいておられるわけです。理屈を申せば、あなたはおそれく自分が首切のじやない、公社が首切ののだ、こうおっしゃるであらうけれども、さくばらんについて、あなたはこの処分の責任をお持ちになるつもりですか。

○松浦国務大臣 公労法違反については、やはり違反者がその責任を背負っており、また、これを強く思っております。でありますから、早く公労法が実行できるようにそれぞれの責任者に私は要望したいのであります。

○横山委員 私の言いたいところは、松浦さんは労働大臣としていろいろ総評とも御相談になり、各組合とも御相談になる。そして春闘を通じて明確になつてきましたことは、松浦さんは労働者のいわゆる容顔に身をもつてかまえる。労働省が公社当局を置いてきぼりにして、そうして先頭に立つてかまえる。処分はやるんだ、あるいは仲裁はこうだ、調停案はいけない、補正予算は出すんだ、こういうようにあなたが身をもつてかまえておられることです。

もう一つ裏をひねくつて言うと、失礼な話だが、この間本委員会でも言つたように、労働省が目の前におられるけれども、実質は労働省はおられない。大蔵省がそのうしろで実際の仕事をし

ておる、こういう印象というものは、今や歴然たるものです。そこでそのことを適説的に言うならば、労働組合側から言うと、公社はあなたのおっしゃる通りに禁治産者、無能力者であるから、松浦さんなり大蔵省がそういうようにかまえるならば、これは政府を相手にせざるを得ない、こういう現象になつておるのです。あなたはそれを一休お考えになつておるのですか、お考えになつていないのですか、一べん私は意見を聞きたいと思つておつた。もしも政府がまた労働省が中立的立場、サービス省としての立場を堅持するといふのであるならば、このような方向にはなるまいと私は思う。けれども何をお考えになつておるのか、新聞にはこういうように堂々と出される。そして調停の段階においても仲裁の段階でも大手を振つてアドバンスを上げられる、あるいはイエス・ノーを言われる、首切りをやるとおっしゃる。このことは松浦さんの労働政策として、公社と組合という団体交渉をあくまで名実ともに押し立てていく方向にいかれようとするのか、それとも公社がいろいろなことをやるから、この際公社は横におれ、労働政策についてはおれがやるというようにおやりになるのか、もうこの辺であなたははっきりしななければならぬときじやないか、私はそう思うのです。もしそうでないとしたならば、仲裁裁定は完全実施するとなつたはおっしゃるけれども、しかしここにあなたは非常に傷を残されておる。これは五百二十円の問題です。銭金の問題ではなく、協約、協定についてはここであなたの手によつてじゅうりんされる歴史を作つ

た。あなたは首を振つておられるけれども、謙虚に考えてみなさいよ。謙虚に考えたならば、労働者が何を言つておるかというところに耳を傾けられたら、あなたはさうでないと言つても労働者はみんなさう思つておる。仲裁裁定は実施されたあなたはおっしゃるけれども、かりに百歩を譲つて実施されたとしても、仲裁裁定の財源の三割五分は、自分のタコ足を食つておるわけですから。それからその五百二十円は三年間ずつつぶされることになる。そこであなたの仲裁裁定の尊重という言葉のインテリゲンシーというものを労働者は言つておるのです。さうしたところは解明しなければいけない。公労法の守り本尊としての立場を鮮明にしなければならぬ。しかしそれ以前に労働者が公社をそつちのことで、首切りの問題は前にやらせるけれども、みんなおれの言うことを聞けというやり方をあなたになさるうとしておることについて、一体松浦労働の本質は何かということ、私は一べん本質的な問題としてあなたにお伺いをしたい。

○松浦国務大臣 サービス省として労働者の間にほんとうの仲裁ができて、よい労働慣行が作られていくように努力しておりますが、どうもふつつかかな者でありますから皆さんの御満足のいくようにいかないことを心からわびております。しかし気持はさうとうとうことば一ぱいなんです。けれどもこのことは一日にしてできるものじやない。また今お伺いになつても、だれもできるとは答える者はないと思ひます。しかしながらこれは朝野が協力して、よい労働慣行を作るように協力していったならば、さう長い時間からなくとも

現在のわだかまりは一掃することができるとあらう、かように思つておりますが、今の私の心境としてはやりたいことは精一ぱいでありませう。しかし意はあつても至らざる者でございます。は、御満足のいかないことは、はなはだ遺憾に思つておる次第であります。私の就任当時申し上げたことが、私のほんとうの真意なんです。それはやっぱり三位一休の境地です。協同友愛の行き方です。さうでなければ、闘争の中に真理のあるという考え方はいけな

いという考え方は私は持つておりません。従つてそれを行うためには、これは私は政府と相談したのではない、あるいは政務調査会と相談したのではない、私もけんけん、少くともエアハルのやつていふような政策はやらなければほんとうのものにならぬと思つておる。これは労働者が額に汗して働くことがこの民族の発展であると考え、あるいは使用者も得たる利潤をひとりて独占するといふような考え方は捨てて、労働者がほんとうの協同友愛の気持になつてこの利潤の分配あるいは生産の報奨制あるいは経営の参加といふようなところまでいかなければほんとうにはならぬと思つておる。ただ、今のところは相互に労働者がいかに合つて力づくでいこう、こういう行き方は私はほんとうじやないと思つておる。けれども私は今さういったことを直ちにやることはできませんから、さういう気持の上に立つて努力はしておるけれども、皆さんから見れば何か大蔵大臣の小便のように見えるでしよう。しかしこの制度に立つていふ以上は今の態度に出る以外に私は道はないのです。諸君がいろいろ言われるのですけ

れども、私は諸君くらの気持は持つていふのです。けれども今このワタの中にはめられてどうすることもできない。でありますから、私は大蔵大臣の手先でもなければ、政府の手先でもない。一労働大臣として、日本の労働の慣行がよりよくなるように努力をしていふのです。けれども皆さんから見れば、まるで足らぬところだらけで、そして問題にならぬじやないかとおしかりを受けても、私は精一ぱいやつていふのです。

それから五百二十円の問題は、いろいろ御議論がありますが、私の今の概念から申し上げますならば、かりに利潤分配的な気持からもつて見ても、あの仲裁裁定といふものは私は公平に行なつていふと思ひます。五百二十円を百七十円ずつ三年間にとつて、そして俗にいうあいうやみ給与といふようなものは残らぬように努力することが私はほんとうだと思つておる。私はこの点は自分の良心に恥じておりませ

ん。お前の言うことは言うこととする。ことと違つておるじやないかという御指摘でありますけれども、私は五百二十円の中から百七十円をとつたことは当然のことである、あの第一条の条文から見ればこれはプラス・アルファになつておると私は思つておりますから、そのことはエアハルトのような考えをもつてやつておる政治に比べまして、あの行き方については無理はない、かように思つております。

○横山委員 具体的なことはともあれとして、今あなたが話になつたものの考え方については私もさう異なるものではないと思ふ。ただ松浦さん、あなたが労働者が闘争しないで協同友愛で

現在、わだかまりは一掃することができるとあらう、かように思つておりますが、今の私の心境としてはやりたいことは精一ぱいでありませう。しかし意はあつても至らざる者でございます。は、御満足のいかないことは、はなはだ遺憾に思つておる次第であります。私の就任当時申し上げたことが、私のほんとうの真意なんです。それはやっぱり三位一休の境地です。協同友愛の行き方です。さうでなければ、闘争の中に真理のあるという考え方はいけな

れども、私は諸君くらの気持は持つていふのです。けれども今このワタの中にはめられてどうすることもできない。でありますから、私は大蔵大臣の手先でもなければ、政府の手先でもない。一労働大臣として、日本の労働の慣行がよりよくなるように努力をしていふのです。けれども皆さんから見れば、まるで足らぬところだらけで、そして問題にならぬじやないかとおしかりを受けても、私は精一ぱいやつていふのです。

それから五百二十円の問題は、いろいろ御議論がありますが、私の今の概念から申し上げますならば、かりに利潤分配的な気持からもつて見ても、あの仲裁裁定といふものは私は公平に行なつていふと思ひます。五百二十円を百七十円ずつ三年間にとつて、そして俗にいうあいうやみ給与といふようなものは残らぬように努力することが私はほんとうだと思つておる。私はこの点は自分の良心に恥じておりませ

すか、そういう方向に行くのを望む、  
こうおっしゃるのであるならば、今政  
府が全力を上げてアベック闘争だとか  
あるいはやみ給手で労使がどうのこう  
のとかいう点については、少し、感覚  
は違いますよ、違いますけれども、も  
う少し思い直されるところがあるの  
ではないか、こう私は思うわけです。

それで、これからあなたは私どもが  
何と言つても首を切る、こうおっしゃ  
るわけですね。首を切ると、総評初め  
各労働組合は、これは単に国鉄ばかり  
でなくて全労働者に加えられた反撃だ  
というふうに理解をしてそうして反対  
闘争をやる。それに対してあなたはこ  
ういう言葉をまた名古屋で言つておら  
れる。「公労協は処分発表の翌々日に  
報復ストを強行することを決めている  
が、もしこれをやれば、また断固たる  
処分をやる。岸首相も以上述べたよう  
な強硬方針に全面的に同意している。」  
これは一体どういうことなんでしょう  
か。これは政府が、あるいは公社が首  
を切る、それに対して労働者が黙つて  
おれというつもりでありましょうか。

労働者というものは、これは立場を要  
えての理解を願わなければならぬけれ  
ども、本質的に首切りが最後の問題  
である。それに対して報復をやればあ  
なたも報復をやる、またそれに対して  
報復をやる。それで春闘は済んだよ  
うに見えてもこれからという印象が非  
常に強く、これは国民諸君に対して非  
常に重大な問題を投げかけるとするの  
です。あなたが今大臣として、向うが  
やればこつちもやつてやる、またやれ  
ば、こつちもまたやつてやるというよ  
うな言葉をお述べになるのはいいか  
であらうか、もう少し方法はないであ

らうか、かりに、どうしてもやらなけ  
ればならぬにしても、事態を円満に  
持っていく方法を労働大臣としてはお  
考えになるべきではなからうか。向う  
がやったらこつちもやつてやる、さら  
にやったらまたやつてやる、こういう  
繰り返しをあなたが刺激をなさるとい  
うことはいいがなものであらうか、こ  
う私は思う。そこであなたに聞きたい  
のは、あなたは一体この処分に関連し  
て今後当面の春闘をどういうふうに関  
連に解決しようとなさるのか、私はも  
ちろん処分をなさなさんという立場で  
す。立場ですけれども、あなたがかり  
にやらなければならぬとしても、最後  
的にはどういうふうなその事態を円満  
に解決したいと思うのか。繰り返して繰  
り返し、いつまでもやつていこうとは  
やつてやる、まさかそういうことをあ  
なたは本質とお考えになつてはいなか  
らう、その辺の解決策を、本委員会を  
通じてあなたの所信を明らかにされた  
らどうだろうかと思うのです。

○松浦国務大臣 それは総評の方が先  
に、処分をすればやる、一日置いてや  
るぞということを言っているものではな  
いから、こつちが言い出したのじゃない  
のですよ、向うがやらなければ別に何  
もする必要はない。でありますから、  
総評の方が言うなければならぬけれど  
も、法治国として多数の国民に迷惑を  
かけないようにはすることは当然であ  
りますから、向うがやるといへばこち  
らも黙つてそれではどうぞやつて下さ  
いといつてはいいわけにいかないです。  
やはり向うがやるといへばこちらの方  
もぎせんなる態度をとらざるを得ない  
のが私の立場であります。

○横山委員 それではあなた身もふた  
もない話じゃありませんか。子供のけ  
んかと同じですよ。岸さんが鈴木委員  
長と会見をして、処分については慎重  
に考慮するということを言われた。そ  
の言葉の意味は、それはいろいろ取り  
やうもあらうけれども、裁定は実施す  
る、処分については慎重に考慮する、  
それによつて春闘の大波は一べんに  
さつとおさまつたのです。これは私  
は偉大なことだと思ふ。少くとも岸  
総理の希望を高めたことだし、そばに  
おられたあなたの努力も評価に値する  
と思つてゐるのです。その春闘の最  
終的なそのときにおける段階というも  
のを、政府は今抜き打ちストにかけて  
やろうとしてゐるわけですね。しかも  
抜き打ちストについては、あなたは旅  
先でいろいろと、新聞に対しても、処  
分はしない、これはその対象にしな  
い、こういうことを言つておられる。  
それはあなたが今ここでいや全体だと  
おっしゃつても、私は旅先の新聞記者  
に語られたことがあなたの本心だと思  
うわけですね。抜き打ちストは対象に  
しない、それ以前の問題については岸  
さんが慎重に考慮する、こう言つたん  
だから、その問題については政治的に理  
解しなければならぬ。それを今何人  
だ、何人だということ、向うがや  
たらこつちもやつてやるということ  
をやられたのでは、ほかの人ならいざ知  
らず、松浦さんがこういうことを言  
うたのはまずいではないか。それは強  
硬なやり方方法ではあらう、しかし  
あなたとしては、ここに春闘解決の方  
向を示唆すべきことがもう一つ必要で  
はないかと思ふのです。しかし、それ  
に対して先ほどの答弁をなさつた通り

だとおっしゃるならばあえて私はこれ  
以上言いません。いかがですか。  
○松浦国務大臣 鈴木先生と岸総理大  
臣がお会いになつたときには、立ち  
会つておりましたが、給手に対しては  
誠意をもつて尊重するとはつきりお  
しやつたけれども、今の処分の問題に  
ついて、そういう希望はあつたが、岸  
さんは何とおっしゃらなかつたので  
す。鈴木さんとそれから鈴木さんより  
も淺沼さんが強く要望されましたけ  
れども、それについては発言されてお  
れませんが、これは私は立ち会つたので  
すから、そのことは申し上げておきま  
す。従つて私どもは鈴木さんとの間の  
会見がこの春闘問題を解決する大きな  
点になつたことはもちろんわかりま  
す。けれどもそれだからといって全然処分  
をせざるおとくということ、これは法  
治国として私はできぬと思ふのです。  
それで私の心境は泣いて馬鹿を切ると  
いうか、かわい子だけれども道を踏  
み間違えておつたならばやはりその責  
めを負つてもらうということ、私が始  
終言つておるのは、私はサービス省と  
しての責任からこれはやはり自分のか  
わい子だけれども、間違つてゐる時  
分にはその責めは背負つてもらう、こ  
ういう考えの上に立つております。

○横山委員 時間もあまりないやうで  
ありますから、私はこの辺にしたいと  
思いますが、重ねて申しますけれど  
も、向うがやつたからこつちもやると  
いうことをあなたがおっしゃつたこと  
について重要な意味がある。これが与  
えた影響というものは非常に強い。こ  
の点は大臣としてあらためて一つお考  
え直しを願ひたい。  
しかも最後に申し上げたいのは、あ

なたが何か今度外国にお行きになると  
いうお話ですが、いつごろ行かれるつ  
もりですか。何月何日ごろに外国にお  
行きになるのですか。  
○松浦国務大臣 予定は二十八日ごろ  
にしてあります。  
○横山委員 それは一体どういうおつ  
もりなんでしょうか。ILOの会議もまた  
重要ではありましよう。しかし春闘の  
跡始末が世間に与える重大な影響があ  
ることを百も承知をして大臣が外国に  
お行きになるといふことは、いささか私  
は当を得た問題ではないと思ひます。こ  
れはあなたの方の政府内部の問題であ  
りますから、強くは言いませんけれど  
も、本来あなたが全責任をもつてこの  
問題に当られるということ、労働大臣  
として処分者については政府が政治的  
に介入しすぎる。この介入しすぎる結  
果になつたことについては、お考え直  
しを願わなければならぬと聞く信じて  
おるわけですが、しかしそれはそれと  
して、政府自体の立場として、責任大  
臣として、春闘のあとの問題が大きく  
どうなるかわからないときに、外国に  
お行きになるのは私はいささか当を得  
たものではないと思ひます。結論的に  
申し上げると、新聞で御発表になつた  
ことが私はあなたの本心だと思ふが、  
この本心というものは労働組合の政治  
闘争を逆に激昂させた結果になる。こ  
れがまずお考え願ひたい第一点です。  
こういう労働組合の傾向を刺激する  
ということが本質でないとするならば、  
処分についてはあくまで政府は法  
律上も不介入の態度をとるべきであ  
る。今日新聞が盛んに国鉄總裁に聞く  
よりも労働大臣や官房長官や運輸大臣  
に首切りは何人だと言つて聞きに行つ

まないのであります。

○藤本委員長 暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

ている。こういう傾向というものは改めなければならぬ。もしその傾向が続くならば、労働者、労働組合は公社を相手にせず、すべて政府を相手にするという傾向に好むと好まざるとにかかわらずなってしまう。それをあなたがここできぜんたる態度でとめるべきである。労働組合が経済闘争をするならば経済闘争の範囲でやれという日ごろの立場であるならば、それをこの際堅持すべきである。従って処分の問題については、あくまで公社の自主性にゆだねて、そうしてあなたがやることは、公社の格差の生じた問題、あるいは政府内部において相談を受けておって受けなかったといつてしらを切る人たち、そういう人たちについて政府内部の問題を取り上げなければ、労働大臣としてのお役が勤まらぬのではないか、私はこう思うのです。

それから第三番目にあなたにお考え願いたいことは、仲裁裁定は実施したとおっしゃる。そうしてあなたは労働大臣としておれが初めてだとおっしゃる。おっしゃるけれども、この仲裁裁定実施の陰に隠れて今日までの労働協約と労働協定というものが三年間かかってじゅうりんされるといふ結果になる。これは本年九月初めごろから来年度の予算の中でも大きくあなたに考えてもらわなければならぬことだと思う。将来のこととして善処するといふふうに言うておるのでありますから、この問題については、さらに予算編成のときに重大な問題になりますから、これは一つ十分にお考えを願わなければなりません。

以上の希望を申し上げまして、労働大臣の慎重なる善処を私は要望してや

昭和三十三年五月十日印刷

昭和三十三年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局